

所沢市飼い主のいる猫の適正飼養と
飼い主のいない猫対策ガイドライン

《猫と共生できるまちを目指して》



所 沢 市

目 次

1	背景・必要性	1
2	基本的な考え方	1
3	定義	2
4	飼い主のいる猫について	2
5	飼い主のいない猫について	3
6	猫の主な病気と予防について	4
7	人獣共通感染症について	5
8	猫の成長	6
9	飼い主のいる猫の緊急時対策	7
10	参考	8
	1) 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）	8
	2) 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）	10
	3) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）	11

1 背景・必要性

「猫がオシッコ、フンなどを庭先にして困っている。何とかして!」

「近所の飼い主のいない猫が赤ちゃんを生んで大変!」

など猫のフン尿による住環境汚染や飼い主のいない猫に対する安易なエサやりによる猫の増加、猫の遺棄などに関する相談及び苦情が年々増えています。

猫のフン尿等は、飼い主のいない猫だけとは限りません。飼い主がいて、室内飼養されている猫でも出入が自由な猫は、外（他人の庭など）で排泄を行い、周辺の衛生状態を悪化させるなど、飼い主の知らないところで近隣住民に迷惑をかけていることが多々あります。

また、飼い主のいない猫に対する安易なエサやりは、エサを食べた猫が周辺で排泄を行うばかりでなく、食べ残しのエサを放っておくと、それを目当てに鳥やネズミなどが集まり新たな害を発生させることとなります。

さらに、猫に対する人々の考え方の違いから人間同士のトラブルまで発生することもあります。猫が苦手な人やアレルギーなどで近寄れない人への配慮も必要です。

猫の問題は、どの自治体でも抱えており、解決に至る対策が求められています。

2 基本的な考え方

猫の問題は、外への出入が自由にされている飼い主のいる猫や、飼われていた猫が捨てられて増えたりしたことに起因するものです。

現在屋内外で生活している飼い主のいる猫の適正飼養と、飼い主のいない猫を適正に管理することによって、猫によるトラブルや不幸な猫たちを減らし、猫の好きな人も嫌いな人も、猫と上手に共生できるまちを目指して「所沢市飼い主のいる猫の適正飼養と飼い主のいない猫対策ガイドライン」を制定しました。

3 定 義

(1) 飼い主のいる猫

飼い主と居場所が明確であり、主に飼い主からエサをもらい管理され生活している猫

(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がなく、人間の生活圏内に棲みつき、人やゴミ集積所などからエサを得ている猫

4 飼い主のいる猫について

— 「適正な終生飼養」と「飼い主責務」 —

猫を飼い始めるときは、家族が一人増えるという意識を持ち、一生涯飼い続けるとともに飼い主としての責任を自覚し、適正に飼養しましょう。

- (1) 飼養する猫の数は、居住環境を踏まえ、その環境に合った猫の数を見極めましょう。
- (2) 感染症や不慮の事故を防ぐためにも、猫は室内飼いにしましょう。
- (3) 猫の本能、習性、行動、生理等を十分に理解し、愛情をもって飼養しましょう。
- (4) 室内に猫用トイレを設置し、その場で排泄するように子猫の時からしつけをして、常に排泄物の除去をするなど清潔を保ちましょう。
- (5) 猫の成長に合わせて、強度のあるツメとぎ板を用意しましょう。
- (6) 被毛の手入れやゲージの清掃等をする場合は、必ず窓を閉めるなどして、毛やほこりの飛散を防止し、必ずごみとしてまとめて捨てましょう。
- (7) 猫が嫌いな人や近寄れない人がいることを認識しましょう。
- (8) 自分の飼い猫は識別ができるようにしましょう。
- (9) 必ず不妊去勢手術を行いましょう。
- (10) 病気や異常を見つけたら、動物病院（獣医師）を受診しましょう。
- (11) 猫を捨てたりする行為は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で禁止され、違法行為として罰則も設けられています。（9 ページ参照）

5 飼い主のいない猫について

— 「飼い主のいない猫対策」 —

飼い主のいない猫による問題は、周辺住環境にさまざまな影響を与えます。

飼い主のいない猫は、猫の飼い主の不適切な飼養管理や遺棄が原因で増えたものであり、そのような原因を考えずに、ただ猫を排除するということではなく、地域の問題として捉え、地域の方々の理解と協力による地域の活動で、不幸な猫をこれ以上増やさないよう、猫の好きな人、苦手な人、ボランティアの方も含め、みんなで考え、適正に管理する対策を講じることで、地域住民と飼い主のいない猫とが共生できる環境をつくりましょう。

- (1) 地域活動は、周辺住民の理解や協力が得られない場合は、猫好きな人が勝手にやっていることという見方をされて行き詰ってしまいますので、周辺住民の理解・協力が不可欠です。周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上でみんなで活動しましょう。
- (2) 飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、不妊去勢手術をすすめ、これ以上増えないようにしましょう。
- (3) エサ場は周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に与え、食べ終わったらすぐに容器を片付け、常に清潔を心がけましょう。置きエサはやめましょう。
- (4) 周辺住民の理解が得られるところに猫用トイレを設置し、常にトイレは清潔を保ちましょう。
- (5) 猫の状況を周辺住民に知らせ、協力を得られるようにしましょう。
- (6) 可能な場合は、飼い主として飼養してもらえる新しい飼い主を捜しましょう。

6 猫の主な病気と予防について

猫のかかりやすい主な病気と予防法は、次のとおりです。
また、病気が判明したら、健康な猫との接触は防ぎましょう。

- (1) 猫汎白血球減少症（猫パルボウイルス感染症）
原因 猫パルボウイルス
症状 発熱、食欲不振、嘔吐、下痢、白血球の減少
予防 ワクチン接種
- (2) 猫ウイルス性鼻気管炎（猫上気道感染症・かぜ症候群）
原因 ヘルペスウイルス I 型
症状 発熱、食欲不振、くしゃみ、結膜炎、鼻詰まりによる呼吸困難、肺炎等
予防 ワクチン接種
- (3) 猫カリシウイルス感染症（猫上気道感染症・かぜ症候群）
原因 カリシウイルス
症状 発熱、食欲不振、くしゃみ、口腔潰瘍、結膜炎、鼻詰まりによる呼吸困難等
予防 ワクチン接種
- (4) 白血病ウイルス感染症（F e L V）
原因 白血病ウイルス
症状 白血病症状（貧血、免疫力低下）
予防 ワクチン接種
- (5) 猫免疫不全ウイルス感染症（F I V）
原因 猫免疫不全ウイルス（レトロウイルス属レンチウイルス）
症状 全身性のリンパ節腫大、後天性免疫不全症候群に関連する様々な慢性感染症や炎症性疾患（歯肉炎、口内炎、上部気道感染症等）
予防 ワクチン接種
- (6) 猫ノミ
原因 猫のノミ
症状 かゆみ、皮膚炎、脱毛
予防 ノミ卵の発育阻止剤の服用や注射または滴下式駆除剤の使用
*猫のノミは、人にも吸血するので発生の予防に心がけてください。
*サナダムシ（瓜実条虫）を媒介するため、積極的予防に努めてください。

7 人獣共通感染症について

(1) 人獣共通感染症とは

人獣共通感染症（＝動物由来感染症）とは、動物から人に病原菌が感染すること、またはその感染によって起こる病気のことをいいます。

国内で発生したものは約50種、そのうちペットから感染するものは約30種くらいあるといわれています。

その原因は、ウイルス、細菌、寄生虫などです。

(2) 予防法としては

- ①フン尿は毎日始末し、飼養環境を清潔に保ちましょう。
- ②一緒に寝たり、口移しでエサをあげないようにしましょう。
- ③猫に触れた後は、必ず手洗いやうがいをしましょう。
- ④猫の定期的な健康診断やワクチン接種を受けるなど、感染予防に努めるとともに、猫の健康に注意しましょう。
- ⑤猫に異常が見受けられた場合は、早めに獣医師の検診を受けましょう。

8 猫の成長

年 齢	成長過程	生 理 状 態	人の年齢
出 生	— ┆	・体重100～200g	
1週令	新		
2週令	生	・目が開く	
3週令	児	・乳歯が生え始める	1歳
	期		
1か月		・脳の発達完了	2歳
	┆	・狩りを学習	3歳
2か月		・学習意欲旺盛になる	
	社	・離乳食始まる	4歳
	会		5歳
3か月	化	・乳歯 → 永久歯に変わり始める (6か月で完了)	
	期		
6か月	┆	・初めての発情	9歳
	青	・体格ができて上がる	
12か月	年	・繁殖可能となる	18歳
	期		
	成		35歳
	年		
4歳	┆		55歳
	壮		
	年		
8歳	┆		
	老		
	年		
	期		

*猫の年は、2歳から1年につき、人間でいう4歳ずつ歳をとっていきます。

*猫の成長は、人間で言うところの個人差がありますので、本表は「目安」として見てください。

9 飼い主のいる猫の緊急時対策

(1) 避難場所での対応

緊急時での避難場所は、大勢の方が集まりますので、飼い主がわかる迷子札や首輪等の装着は必要です。

また、飼い主は関係行政機関の指示を守りましょう。

(2) 飼養管理

しつけや人馴れしていない猫は、避難住民の迷惑になることが考えられるため、飼い主は平常時から猫のしつけや健康管理を適切に実施していく必要があります。

(3) 避難用具の準備

避難のためのエサ、容器、リード、携帯用ペットケージ、大きめの洗濯ネット、水、フン等の汚物処理用具などを「猫用非常持ち出し袋」として準備しておきましょう。

10 参考

1) 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（基本原則）

第2条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第37条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(罰則)

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

2) 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

（飼い主等の責務）

第4条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は近隣に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物が繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、動物の愛護に努めるとともに、県及び市町村が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

（飼い主の遵守事項）

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正にえさ及び水を与えること。
- (2) 適正に飼養することができる施設を設けること。
- (3) 疾病の予防等健康管理を行うこと。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、人に迷惑をかけないこと。
- (6) 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容に努めること。
- (7) 公共の場所又は他人の土地、建物等を汚損させないこと。

3) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよ

う努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

平成22年4月発行

所沢市環境クリーン部生活環境課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL (04) 2998-9370

FAX (04) 2998-9195